9　その他

⑴　申請内容の変更　有資格者は、次の事項に変更があった場合は、速やかに別記３に掲げるウェブサイトにアクセスし、必要事項を入力の上で次の添付書類を送信するか、又は「競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）」（以下「変更届」という。）に次の添付書類を添え、持参又は郵送等を行うこと。

なお、変更届の入手方法及び提出方法については、本公示３［競争参加資格の申請］に示すものと同様とする。

ア　「住所」、「商号又は名称」又は「代表者氏名」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）又は変更項目を確認できる書類（個人の場合）

イ　「競争参加を希望する地域」、「営業所」の場合

㋐　資格審査結果通知書

ウ　「希望する資格の種類」又は「調達する物品等（営業品目）」の場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

エ　「希望する資格の種類」に「物品の製造」を追加する場合

㋐　資格審査結果通知書

㋑　登記事項証明書（法人の場合）

㋒　直近の財務諸表

オ　その他の事項の場合　本公示３の申請を改めて行うこと。

⑵　会社更生法及び民事再生法開始に基づく更生手続の決定等を受けた者の手続　有資格者が「会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の決定を受けた者」又は「民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の決定を受けた者」に該当した場合は、次に掲げる書類各１部を添え、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに提出すること。

ア　更生手続開始決定書又は再生手続開始決定書の写し

イ　許可決定に伴い定款、役員等に変更があった場合にはそれを証明する書類として、登記事項証明書の写し

ウ　上記イに伴う競争参加資格審査申請書変更届（物品製造等）

なお、書類の提出によりその資格が継続するが、各省各庁が詳細の現状把握を必要と判断する場合には、各省各庁別にヒアリング等を実施する場合がある。

⑶　合併・分社等の場合の手続　有資格者に合併、分社、個人から法人への変更等があった場合は、本公示３の申請を改めて行うこと。

⑷　廃業等の場合の手続　有資格者に廃業等（廃業・倒産・破産）があった場合は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に速やかに届け出ること。郵送（書留郵便）等も可。

⑸　資格審査結果通知書の再発行　紛失等による再発行依頼は、別表に掲げる申請場所のいずれか１か所に提出すること。

10　令和３年度において、全省庁統一資格を得ようとする者の申請方法等については、本公示以降、本公示３から９に準ずるものとする。

ただし、公示６については、資格を付与されたときから令和４年３月31日までとする。

別記１　資格が有効となる各省各庁

衆議院、参議院、国立国会図書館、最高裁判所、会計検査院、内閣官房、内閣法制局、人事院、内閣府本府、宮内庁、公正取引委員会、警察庁、個人情報保護委員会、カジノ管理委員会、金融庁、消費者庁、復興庁、総務省、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省及び防衛省で外局及び附属機関その他の機関並びに地方支分部局を含む。

別記２　競争参加地域及び都道府県名

⑴　北海道：北海道

⑵　東北：青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

⑶　関東・甲信越：茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、山梨県、長野県

⑷　東海・北陸：富山県、石川県、福井県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県

⑸　近畿：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県

⑹　中国：鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

⑺　四国：徳島県、香川県、愛媛県、高知県

⑻　九州・沖縄：福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

別記３　ウェブサイト

統一資格審査申請・調達情報検索サイト
https://www.chotatujoho.go.jp/va/com/ShikakuTop.html

別記４　付与数値

〔掲載順序　項目　段階：付与数値（年間平均高、自己資本額の合計及び営業年数については物品の製造、物品の製造以外の２区分の付与数値を示し、流動比率については共通の付与数値を示し、機械設備等の額は物品の製造のみの付与数値を示す。）〕

⑴　年間平均（生産・販売）高

200億円以上		：60、65
100億円以上	200億円未満	：55、60
50億円以上	100億円未満	：50、55
25億円以上	50億円未満	：45、50
10億円以上	25億円未満	：40、45
５億円以上	10億円未満	：35、40
2.5億円以上	５億円未満	：30、35
１億円以上	2.5億円未満	：25、30
5,000万円以上	１億円未満	：20、25
2,500万円以上	5,000万円未満	：15、20
2,500万円未満		：10、15

⑵　自己資本額の合計

10億円以上		：10、15
１億円以上	10億円未満	：８、12
1,000万円以上	１億円未満	：６、９
100万円以上	1,000万円未満	：４、６
100万円未満		：２、３

⑶　流動比率（物品の製造、物品の製造以外とも共通）

140％以上		：10
120％以上	140％未満	：８
100％以上	120％未満	：６
100％未満		：４

⑷　営業年数

20年以上		：５、10
10年以上	20年未満	：４、８
10年未満		：３、６

⑸　機械設備等の額（物品の製造のみ）

10億円以上		：15
１億円以上	10億円未満	：12
5,000万円以上	１億円未満	：９
1,000万円以上	5,000万円未満	：６
1,000万円未満		：３

⑹　合計（最高点）100

別記５　資格の種類別等級区分及び予定価格の範囲

〔掲載順序　契約の種類　①数値：等級　②予定価格の範囲〕

⑴　物品の製造

①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは2,000万円以上3,000万円未満、Ｃは400万円以上2,000万円未満、Ｄは400万円未満

注：船舶類にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う素材生産にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。

⑵　物品の販売及び役務の提供等

①　90点以上　：Ａ
80点以上　90点未満：Ｂ
55点以上　80点未満：Ｃ
55点未満　：Ｄ

②　Ａは3,000万円以上、Ｂは1,500万円以上3,000万円未満、Ｃは300万円以上1,500万円未満、Ｄは300万円未満

注：船舶類及び船舶整備にあっては、各省各庁が必要に応じ、別に公示する方法により示す。

注：国有林野事業で行う造林にあっては、林野庁が必要に応じ別に公示する方法により示す。